

外貨を稼ぐ食品開発・取引拡大推進事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

外貨を稼ぐ食品開発・取引拡大推進事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定める。

2 委託の内容

「外貨を稼ぐ食品開発・取引拡大推進事業業務委託仕様書」に記載のとおり

3 契約上限額

2,400,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。
なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月15日（月）

5 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

みやざきフードビジネス相談ステーションホームページにより公示。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年9月3日（木） |
| (2) 質問書締切 | 令和8年9月11日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和8年9月18日（金）午後5時まで |
| (4) 企画提案等の提出期限 | 令和8年9月24日（木）午後5時まで |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年9月末予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問書の提出

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙１）を提出すること。

① 提出先

下記「11 お問合せ先及び書類送付先」を参照。

② 提出期限

令和８年９月１１日（金）午後５時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス

④ 問い合わせの内容及び回答

質問者に対して質問受付日の翌日から起算して原則３日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に回答する。なお、機構が応募者全員が了知すべきと判断した質問及び回答の内容については、応募者全員に電子メール等で周知する。（質問者名は公表しない。）

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙２）を次の方法により提出すること。

① 提出先

下記「11 お問合せ先及び書類送付先」を参照。

② 提出期限

令和８年９月１８日（金）午後５時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・ 提出する企画案は、１案のみとする。
- ・ A４版の任意様式とし、仕様書及び別添の審査基準表に従って作成すること。
両面印刷の場合は長辺綴じとし、ファイリングが困難となる装丁は行わないこと。
また、ページ番号を挿入すること。

(イ) 見積書（様式任意）

- ・ 見積書は、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・ 見積書の宛名は「公益財団法人宮崎県産業振興機構 理事長 丸山裕太郎」宛で御提出ください。
- ・ 見積書には企業の代表者名まで記入してください。また、担当者の欄を設け、氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入してください。

(ウ) その他の書類

- (i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料
- (ii) 類似業務の履行実績（直近２年以内）

② 提出先

下記「11 お問合せ先及び書類送付先」を参照。

- ③ 提出期限
令和8年9月24日（木）午後5時まで
- ④ 提出方法
持参、郵送又は電子メール

(4) 審査方法

別添の審査基準表に従い、最も優れた提案を選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、全員に通知する。

(6) 契約についての注意事項

- ① 受託候補者と機構は、採択された企画提案の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。
- ② 委託契約を締結する前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する。
ただし、次のいずれかに認められる場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。
ア 保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
イ 過去2箇年度の間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じ、あるいは規模についてはより多き契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 著作権

- (1) 委託業務の実施に伴い生じた著作権は次に掲げる要件をすべて承諾することを条件に提案者に帰属するものとする。
 - ①機構が要請する場合、提案者は機構に対し、著作物を無償で使用することを許諾すること。
 - ②提案者が著作物を正当な理由なく活用していない場合において、提案者は、機構が指定する者に対し、当該著作物を無償で使用することを許諾すること。
 - ③提案者が著作物を使用する事業を実施しなくなった場合において、提案者は、機構の指定する者に当該著作物に係る著作権を無償で譲渡すること。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 その他

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。

11 お問い合わせ先及び書類送付先

公益財団法人宮崎県産業振興機構 フードビジネス推進課

みやざきフードビジネス相談ステーション (担当：藤崎)

〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館（KITEN）3階

TEL : 0985-89-4452

FAX : 0985-89-4468

E-mail : food@mepo.or.jp